

糸島市補助金設計書

所管課

健康づくり課

補助金名称	骨髄等移植ドナー助成金
区分	⑥国県制度事業補助
該当例規等	・糸島市骨髄等移植ドナー助成金交付要綱【内規】 ・福岡県骨髄等移植ドナー助成金事業補助金交付要綱

【長期総合計画体系】

基本目標 1 __みんなが健康で元気なまちづくり

政策 1 __保健・医療の充実

施策①__市民の健康管理体制の充実を図る

1 補助の目的

骨髄や末梢血幹細胞の提供者（ドナー）の休業による経済的負担を軽減し、骨髄・末梢血幹細胞移植の推進及びドナー登録の推進を図る。

2 成果指標

福岡県登録対象人口千人当りにおけるドナー登録者数（人）：11.20（H30年度を維持）
※公表されている登録者数は都道府県単位であり、本市のみの動向は把握できない

3 補助対象事業・補助対象者

以下のいずれにも該当する者

- （1）公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業にドナー登録を行い、骨髄等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けた者
- （2）骨髄等を提供した日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者
- （3）ドナー休暇制度を設けている企業や団体等に属さない者
- （4）市税を滞納していない者
- （5）他の法令等により骨髄等の提供に係る助成金等の交付を受けていない者

4 補助対象(外)経費

補助対象経費

提供に係る通院または入院の日数（上限7日）分の休業補償

<通院又は入院>

- （1）健康診断のための通院
- （2）自己血貯血のための通院
- （3）骨髄等の採取のための入院
- （4）提供後の健康診断のための通院
- （5）その他骨髄等の提供に関し、骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院、入院及び面談

5 補助率・補助限度額、積算根拠

提供に係る通院または入院（骨髄・末梢血幹細胞の採取術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のためのものを除く。）の日数に2万円を乗じて得た額とし、1回の提供につき14万円を限度とする。

負担割合：県1／2、市1／2

6 補助期間（期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う）

令和2年度～令和4年度